

議案第3号

港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について

1 目 的

現行、週休日の振替等は1日又は半日単位に限られていることから、週休日における勤務時間が1日又は半日に満たない時間である場合には、当該週休日の振替等を行うことができない制度となっています。

働きやすい職場づくりの推進に向けて、管理職員が週休日に勤務を要する場合には柔軟に勤務時間の割振り変更をできるようにするため、港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正します。

2 改正内容

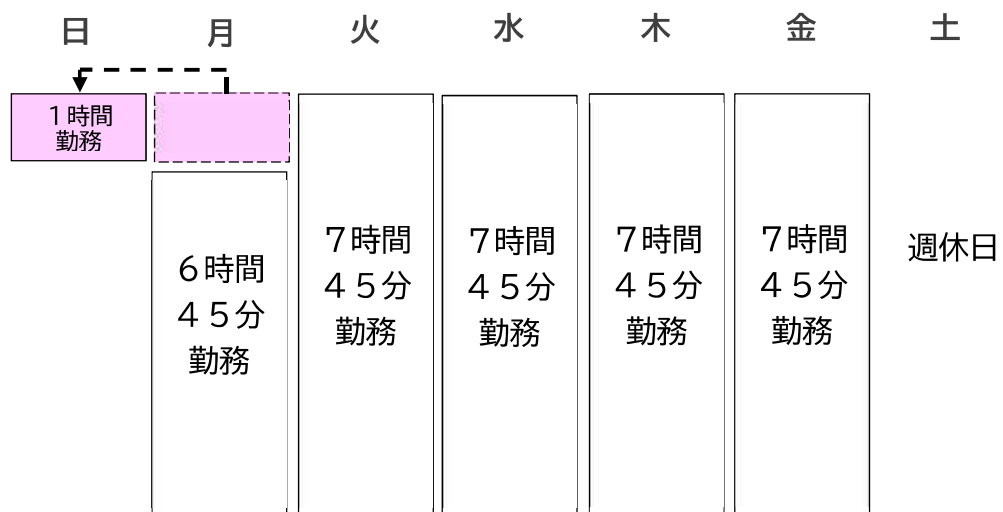
(1) 時間単位の勤務時間の割振り変更の導入

ア 管理職員を対象として、週休日の振替（1日単位）又は半日勤務時間の割振り変更（半日単位）に加えて、週休日に勤務する場合には1時間を単位とした勤務時間の割振り変更（以下「時間単位の勤務時間の割振り変更」といいます。）を行うことができる制度を導入します。

イ 時間単位の勤務時間の割振り変更については、勤務日に割り振られた正規の勤務時間を分割して2以上の週休日に割り振ることができることとします。

(2) 制度のイメージ図※日曜日及び土曜日を週休日とする場合

(例1) 日曜日に「1時間」の勤務を命じる必要がある場合には、例えば月曜日の正規の勤務時間の「1時間」を日曜日に割振り変更することができます。



(例2) 同一週の日曜日「2時間」、翌週の日曜日に「3時間」の勤務を命じる必要がある場合には、例えば月曜日の正規の勤務時間（5時間）を「2時間」と「3時間」に分割して各日曜日に割振り変更することができます。



3 施行期日

令和8年4月1日

港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(一週間の正規の勤務時間)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 任命権者は、始業及び終業の時刻について職員（港区職員の給与に関する条例（昭和二十六年港区条例第十三号）第九条の二の規定による管理職手当の支給を受ける職員（第五条第二項において「管理職員」という。）及び職員の配置、職務その他の事情を考慮して任命権者が別に定める職員に限り、育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員その他人事委員会の承認を得て区規則で定める職員を除く。以下この項において同じ。）の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める職員（以下「勤務時間申告職員」という。）については、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり三十八時間四十五分とする正規の勤務時間を、人事委員会の承認を得て、別に定めることができる。</p>	<p>(前略)</p> <p>(一週間の正規の勤務時間)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 任命権者は、始業及び終業の時刻について職員（港区職員の給与に関する条例（昭和二十六年港区条例第十三号）第九条の二の規定による管理職手当の支給を受ける職員及び職員の配置、職務その他の事情を考慮して任命権者が別に定める職員に限り、育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員その他人事委員会の承認を得て区規則で定める職員を除く。以下この項において同じ。）の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める職員（以下「勤務時間申告職員」という。）については、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり三十八時間四十五分とする正規の勤務時間を、人事委員会の承認を得て、別に定めることができる。</p>

(中略)

(週休日の振替等)

第五条 (略)

- 2| 前項に定めるもののほか、任命権者は、管理職員に前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、区規則の定めるところにより、勤務日のうち区規則で定める期間内にある勤務日の勤務時間のうち一時間を単位とする勤務時間（以下この項において「時間単位の勤務時間」という。）を当該勤務日に割り振ることをやめ、当該時間単位の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある一の勤務日の勤務時間のうち時間単位の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめ、当該時間単位の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある二以上の日に割り振ること（次項においてこれを「時間単位の勤務時間の割り振り変更」という。）ができる。
- 3| 半日勤務時間の割り振り変更及び時間単位の勤務時間の割り振り変更の規定は、育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員（第三条第一項の規定により、一日につき七時間四十五分の正規の勤務時間が割り振られている場合を除く。）並びに勤務時間申告職員（同条第二項の規定により、一日につき七時間四十五分の正規の勤務時間が割り振られている場合を除く。）については、適用しない。

(中略)

(週休日の振替等)

第五条 (略)

- 2| 半日勤務時間の割り振り変更の規定は、育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員（第三条第一項の規定により、一日につき七時間四十五分の正規の勤務時間が割り振られている場合を除く。）並びに勤務時間申告職員（同条第二項の規定により、一日につき七時間四十五分の正規の勤務時間が割り振られている場合を除く。）については、適用しない。

(中略)

(宿日直勤務)

第八条 任命権者は、人事委員会（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）別表第一第一号から第十号まで及び第十三号から第十五号までに掲げる事業にあつては、労働基準監督署長）の許可を受けて、第二条、第三条第一項及び第二項並びに第五条第一項及び第二項に規定する正規の勤務時間以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の人事委員会の承認を得て区規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会の承認を得て区規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

(後略)

付則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(中略)

(宿日直勤務)

第八条 任命権者は、人事委員会（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）別表第一第一号から第十号まで及び第十三号から第十五号までに掲げる事業にあつては、労働基準監督署長）の許可を受けて、第二条、第三条第一項及び第二項並びに第五条第一項に規定する正規の勤務時間以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の人事委員会の承認を得て区規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会の承認を得て区規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

(後略)